

インクルーシブ教育システム構築事業

1. インクルーシブ教育システムについて	P. 1
2. 事業概要	P. 9
3. 関係法令・条約・計画	P.13
4. データ等	P.27

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. インクルーシブ教育システムについて

障害のある子供への教育的支援の必要性

- 全ての国民に、その能力に応じた教育を受ける機会が与えられなければならない。【日本国憲法、教育基本法】
- 特に、障害のある子供には、自立や社会参加に向け、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導や支援（特別支援教育）が必要。
【教育基本法、学校教育法】
- 近年、少子化傾向にある中で、支援が必要な児童生徒は増加しており、特別支援教育が一層重要となっている。

特別な支援を必要とする児童生徒の増加

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

0.67%
(約6万9千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

1.84%
(約18万7千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H16年比で2.3倍

0.82%
(約8万4千人)

3.33%
(約34万人)

増加傾向

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒
6.5%程度の在籍率 ※

※ 平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

現在の重要課題～共生社会の実現との関係～

- 障害者が積極的に参加・貢献できる社会＝共生社会の実現は、様々な人が生き生きと活躍できる社会の実現であり、国民全体にとって有益。
- 各分野において、共生社会実現のための取組が進められている。
- 教育分野の重要課題は、一人一人に応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を構築すること。

インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件

- ① 障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと
- ② 障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること（基礎的環境整備）
- ③ 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適当な変更・調整（合理的配慮）が提供されること
等

※ 「インクルーシブ教育システム」と必要な要件は、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において初めて提唱された、新しい概念である。

合理的配慮と基礎的環境整備の関係

「基礎的環境整備」

国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。

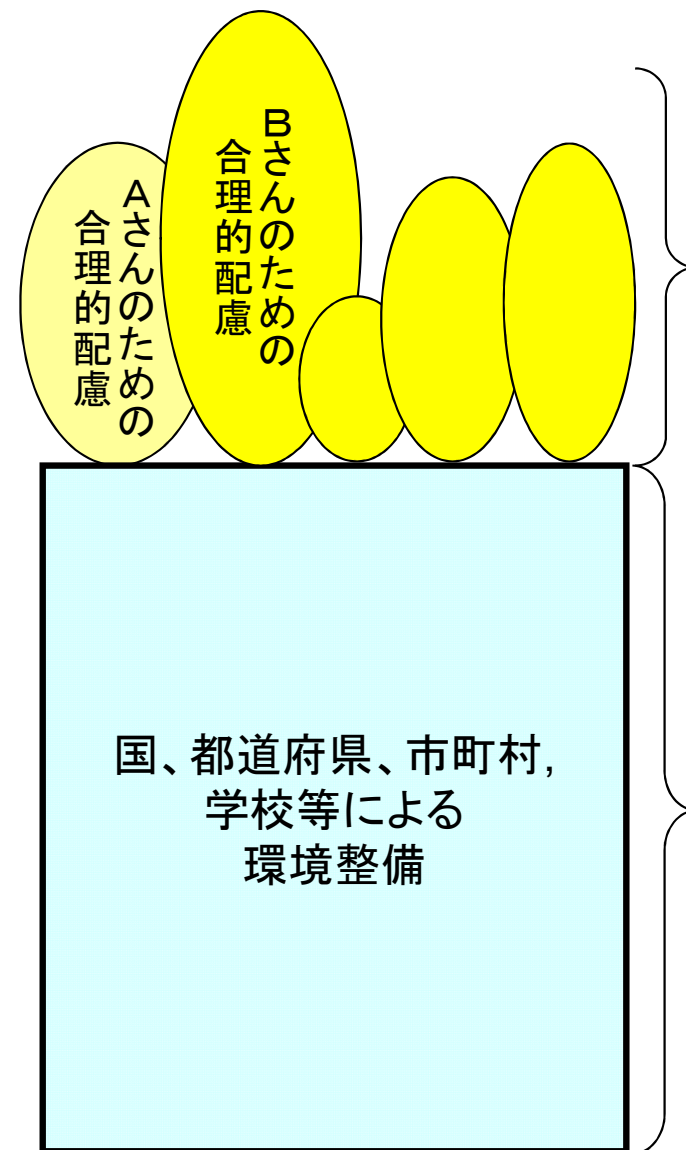
(例) 専門性のある指導体制の確保
教材の確保
施設・設備の整備 等

「合理的配慮」

基礎的環境整備を基に、設置者・学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて提供する。

(ポイント)

- ・障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- ・学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの



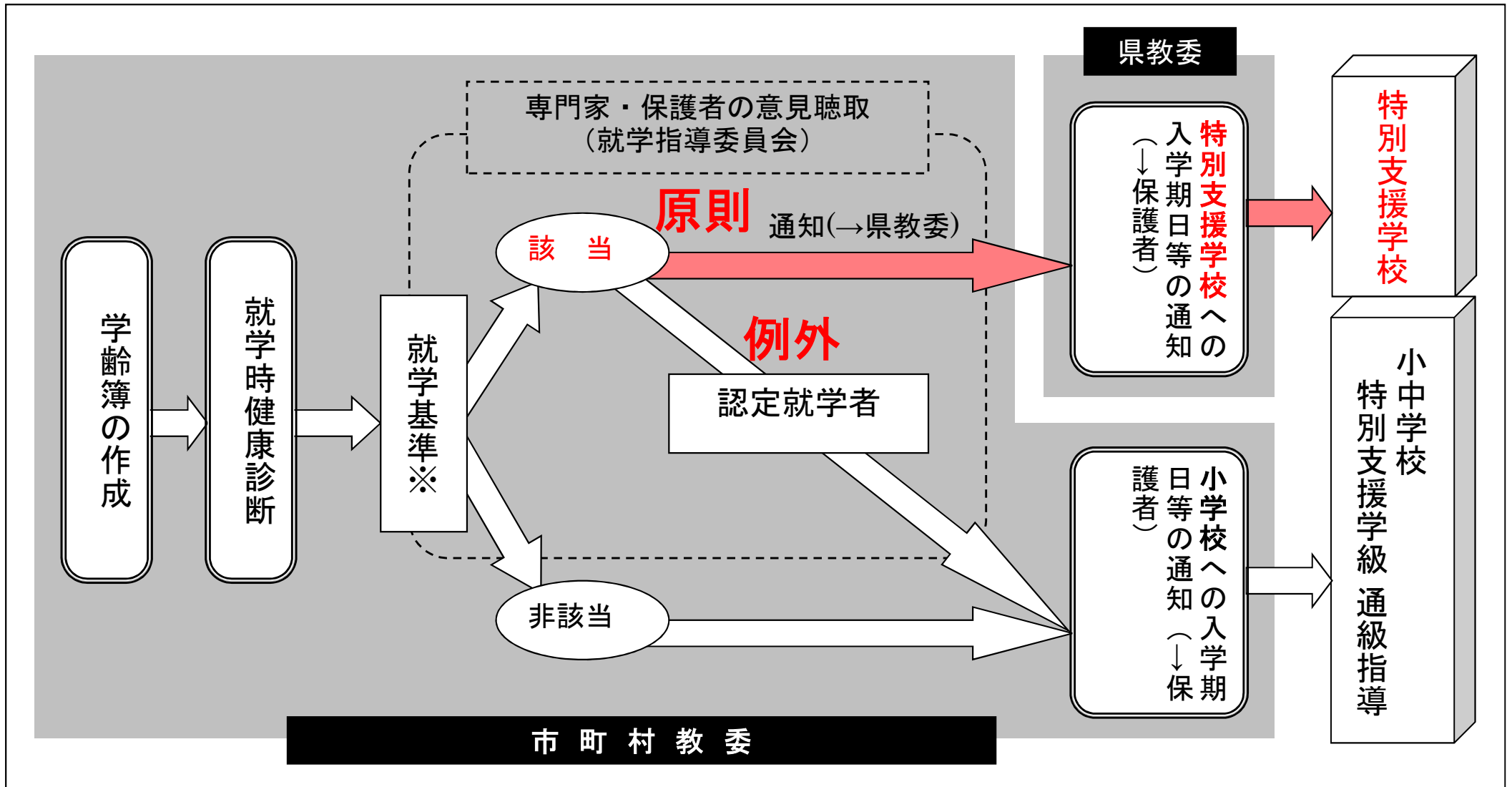
合理的配慮
(設置者・学校が実施)

合理的配慮の基礎となる
環境整備(基礎的環境整備)

ポイントとなる制度改革

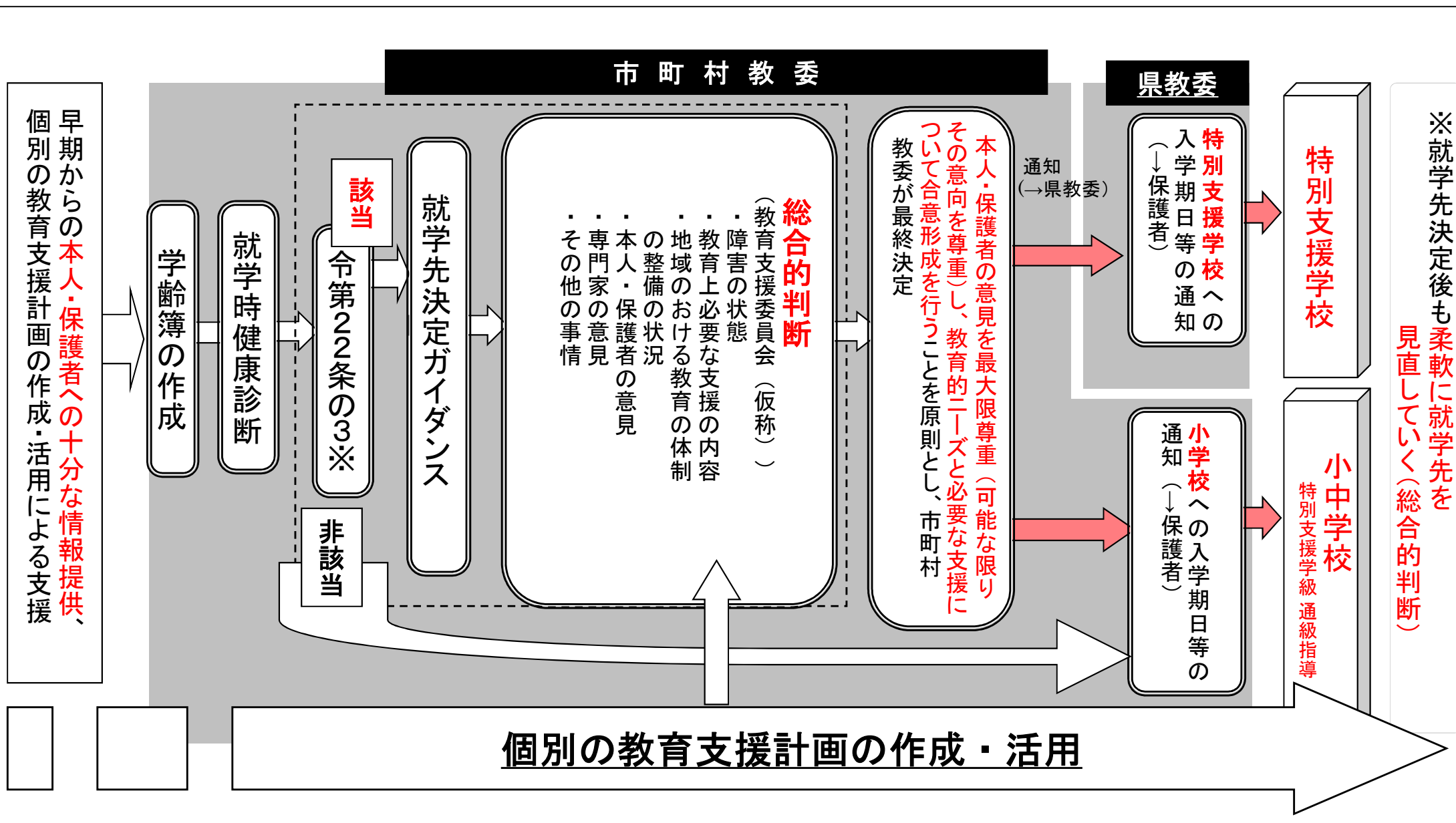
平成25年、障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みを改正

【改正前：一定程度の障害のある子供は、原則、特別支援学校に就学】



※特別支援学校に就学すべき障害の種類・程度を定めたもの(学校教育法施行令第22条の3)(26頁参照)

【改正後：障害の状態、本人の教育的ニーズ等を踏まえ、**総合的な観点から決定**】



※特別支援学校に就学することができる障害の種類・程度を定めた条文(学校教育法施行令第22条の3)(26頁参照)

2. 事業概要

インクルーシブ教育システム構築事業

背景・課題

- 近年、全児童生徒数が減少傾向にある中で、特別支援教育の対象となる児童生徒は増加傾向。
- 加えて、「障害者の権利に関する条約」(障害者の人権・基本的自由の享有の確保等を目的とするもの。我が国は平成19年署名、平成26年1月批准)が提唱する「インクルーシブ教育システム」の構築のためには、
 - ① 「合理的配慮」とその基盤となる「基礎的環境整備」への対応
 - ② 改正された就学先決定の仕組み(※)、及びこれに伴う小・中学校での障害のある児童生徒への対応等が必要。 ※ 一定の障害のある者:【改正前】原則特別支援学校、【改正後】総合的判断(本人・保護者の意向を可能な限り尊重、早期からの十分な情報提供、就学後の柔軟な就学先見直し など)
- しかし、「合理的配慮」及び「基礎的環境整備」は新しい概念であり、個々の学校現場で参照できる先行事例が存在せず、さらに、障害のある児童生徒の状態は一人一人異なるため、現状では各自治体・学校で全ての児童生徒の障害に応じた対応は困難な状況にある。
- また、新しい就学先決定の仕組みでは、早期からの教育と医療・福祉等関係機関との連携体制の整備や小・中学校での対応体制の整備が必要であるが、このような先行事例も蓄積されていない。
- さらに平成28年4月からは障害者差別解消法の施行が予定されている。

課題解決の処方箋

⇒ 先行事例が蓄積されていない現状では、国が主体的に事業を実施し、地方自治体における専門的人材を活用した実践事例の収集が必要。

事業概要・目的

- 「障害者の権利に関する条約」を踏まえ、「合理的配慮」という新しい概念の普及・実践及びその基礎となる「基礎的環境整備」の推進に当たっての諸課題の解決・対応方策など実践的な取組事例収集により、インクルーシブ教育システムの構築を推進する。

課題解決のための本事業の取組

新たな就学先決定

- 就学先決定に際し、個々の障害の状態等を踏まえて総合的に判断することとなったが、教育機関が医療・福祉等関係機関とどのように連携すればよいか分からない。

⇒ 適切な就学先決定に必要な早期からの情報提供や相談会を実施するため、「早期支援コーディネーター」を配置するなど医療・福祉等関係機関との連携体制を整備するとともにその事例を収集

障害のある児童生徒への専門的支援

- 小・中学校では障害のある児童生徒への専門的な支援体制が整っているとは言えず、適切な支援ができない。

⇒ 小・中学校を支援する特別支援学校に「言語聴覚士」や「作業療法士」等を配置し、特別支援学校のセンター的機能の体制整備事例を収集。

合理的配慮

- 「合理的配慮」は新しい概念であり、学校でどのように取り組むべきか分からない。

⇒ 一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえた合理的配慮を行うために「合理的配慮協力員」を配置するなどの対応体制を整備するとともに個別の対応事例を収集

医療的ケア

- たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアの必要な児童生徒への対応に医療職の専門家が必要。

⇒ 「看護師」を学校に配置することで医療的ケアの必要な児童生徒への対応体制を整備し、医療職の専門家の活用を推進するとともに、対応事例を収集

体制整備
事例収集

課題解決＝インクルーシブ教育システムの構築の推進

事業の評価指標・スケジュールについて

事業の評価指標として以下の2つで成果を図る。

- ①インクルーシブ教育システムの構築に当たっての本事業の事例の活用状況
- ②障害のある子供への合理的配慮に関する計画の作成状況

※個々の児童生徒に学校が作成する支援の計画において、合理的配慮を盛り込んでいるかを調査することを予定

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
取組内容	○事例の実践・収集	○事例の実践・収集 ○初年度の事例をHPに掲載 ○初年度の事例をDBに掲載 ○季刊誌「特別支援教育」(秋号)事例を掲載	○事例の実践・収集 ○2年目の事例をHPに掲載 ○2年目の事例をDBに掲載 ○事例の周知・普及	○事例の実践・収集 ○3年目の事例をHPに掲載 ○3年目の事例をDBに掲載 ○事例の周知・普及	○事例の実践・収集 ○4年目の事例をHPに掲載 ○4年目の事例をDBに掲載 ○事例の周知・普及
評価方法			○事例の活用状況を調査(アンケート・体制整備状況調査) ○合理的配慮に関する計画の作成状況を調査	○事例の活用状況を調査(アンケート・体制整備状況調査) ○合理的配慮に関する計画の作成状況を調査	○事例の活用状況を調査(アンケート・体制整備状況調査) ○合理的配慮に関する計画の作成状況を調査
評価指標 (アウトカム)			○初年度の実例を活用し、 ・早期支援の体制整備が図られた割合 ・事例を活用し、センター的機能の強化が図られた割合 ・小・中学校における医療的ケア体制の検討が行われた割合 ○個別支援計画に合理的配慮が明記された割合	○2年目までの事例を活用し、 ・早期支援の体制整備が図られた割合 ・事例を活用し、センター的機能の強化が図られた割合 ・小・中学校における医療的ケア体制の検討が行われた割合 ○個別支援計画に合理的配慮が明記された割合	○3年目までの事例を活用し、 ・早期支援の体制整備が図られたか ・事例を活用し、センター的機能の強化が図られた割合 ・小・中学校における医療的ケア体制の検討が行われた割合 ○個別支援計画に合理的配慮が明記された割合

平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

平成26年1月 障害者の権利に関する条約 批准(平成19年署名)

平成25年8学校教育法施行令改正(就学先決定の改正)

平成28年4月 障害者差別解消法 施行予定

3. 關係法令・条約・計画

○日本国憲法(昭和二十一年憲法)

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

○教育基本法(昭和十八年法律第一百二十号)

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

学校教育法 関連条文(抄)

○ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

障害者の権利に関する条約(教育関係)

目的

- 障害者の人権・基本的自由の享有の確保
- 障害者の固有の尊厳の尊重の促進

経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年 9月 日本国署名
- ・平成20年 5月 条約発効
(この間、障害者基本法改正、障害者差別解消法成立、学校教育法施行令改正など)
- ・平成26年1月20日 日本国批准(発効は2月19日)

教育部分(第24条)

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、**障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels)** 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) **個人に必要とされる合理的配慮 (reasonable accommodation)** が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

障害者基本法の改正について

経緯等

- 昭和45年 心身障害者対策基本法制定
- 平成 5年 障害者基本法と改称
- 平成23年3月11日 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
- 平成23年4月22日 閣議決定
- 平成23年6月16日 衆議院において一部修正の上、可決
- 平成23年7月29日 参議院において可決・成立
- 平成23年8月 5日 公布・施行

※「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分は公布日から1年を超えない範囲内において施行。

教育の条文のみ抜粋

【改正後】(下線部は政府改正案。網掛け部は衆議院での一部修正。)
(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

【改正前】
(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

(新設)

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月)

～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

内 容

1. 共生社会の形成に向けて

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、共生社会の形成に向けた今後の進め方

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

早期からの教育相談・支援、就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「合理的配慮」について、「基礎的環境整備」について、学校における「合理的配慮」の観点、「合理的配慮」の充実

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

教職員の専門性の確保、各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方、教職員への障害のある者の採用・人事配置

【インクルーシブ教育システム】

- 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

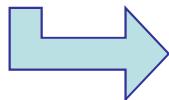
○学校教育法施行令の一部改正（H25.8）

- ・（一定程度の※）障害のある児童生徒の就学先決定について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校への就学を可能としていたこれまでの仕組みを改め、新たに、市町村教育委員会が、個々の障害の状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、その際、本人・保護者の意向を可能な限り尊重することとしたもの。

※視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。））で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のもの

- ・ 上記の他、障害の状態等の変化を踏まえた転学、視覚障害者等による区域外就学、保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大 等について規定を整備。

⇒ 「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」 の作成（H25.10 文部科学省特別支援教育課）



学校教育法施行令改正の趣旨を解説するとともに、新たな教育相談・就学先決定のモデルプロセス及び障害種別の教育的対応の在り方を示したもの。（※文科省HPよりダウンロード可）

【合理的配慮】

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
 - ・ 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
 - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
 - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

- 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点(※)を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

※中教審報告において、合理的配慮の8観点11項目を整理(後述)

【障害者差別解消法(H25.6成立、H28.4施行)】

- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。(第7条第2項)

(※事業者は努力義務)

合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」：障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

①教育内容・方法

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

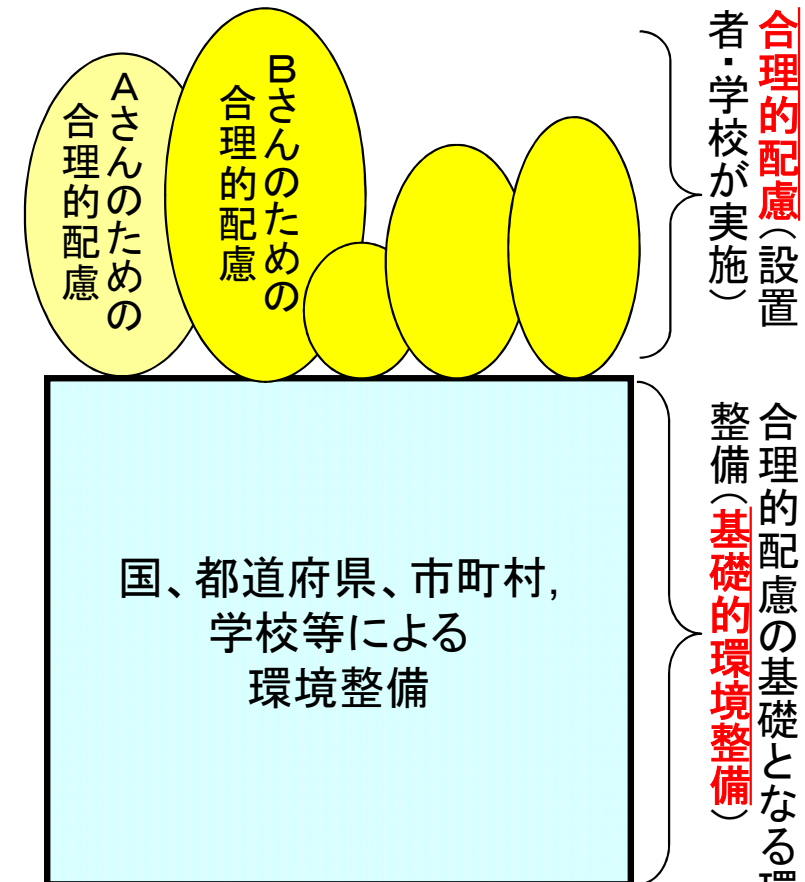
③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

基礎的環境整備(8観点)

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

合理的配慮と基礎的環境整備の関係



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要(H25.6成立)

障害者基本法
第4条

基本原則
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定〔H27.2〕）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ （主務大臣が）事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

第3次障害者基本計画の概要

I 障害者基本計画（第3次）について

位置付け：障害者基本法に基づき策定される，政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間

II 基本的な考え方

1. 基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**（基本法1条）

2. 基本原則

- ① 地域社会における共生等（3条）
- ② 差別の禁止（4条）
- ③ 国際的協調（5条）

3. 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

IV 推進体制

1. 連携・協力の確保
2. 広報・啓発活動の推進
3. 進捗状況の管理及び評価（成果目標）
障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4. 法制的整備
5. 調査研究及び情報提供

III 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援
障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等
2. 保健・医療
精神障害者の地域移行の推進，難病に関する施策の推進 等
3. 教育，文化芸術活動・スポーツ等
新たな就学決定の仕組みの構築，文化芸術活動等の振興 等
4. 雇用・就業，経済的自立の支援
障害者雇用の促進及び就労支援の充実，福祉的就労の底上げ 等
5. 生活環境
住宅の確保，バリアフリー化の推進，障害者に配慮したまちづくり 等
6. 情報アクセシビリティ
放送・通信等のアクセシビリティの向上，意思疎通支援の充実 等
7. 安全・安心
防災，東日本大震災からの復興，防犯，消費者保護 等
8. 差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進，障害者虐待の防止 等
9. 行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮 等
10. 国際協力
権利条約の早期締結に向けた取組，国際的な情報発信 等

※ 緑色の項目（7,8,9）は第3次計画における新規分野

第3次障害者基本計画(抜粋)

3. 教育, 文化芸術活動・スポーツ等

【基本的考え方】

障害の有無によって分け隔てられることなく, 国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け, 障害のある児童生徒が, 合理的配慮を含む必要な支援の下, その年齢及び能力に応じ, かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。また, 障害者が円滑に文化芸術活動, スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう, 環境の整備等を推進する。

(1) インクルーシブ教育システムの構築

- 障害の有無によって分け隔てられることなく, 国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け, 本人・保護者に対する十分な情報提供の下, 本人・保護者の意見を最大限尊重し, 本人・保護者と市町村教育委員会, 学校等が, 教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として, 市町村教育委員会が就学先を決定する仕組みを構築する。また, 以上の仕組みの下, 障害のある児童生徒の発達程度, 適応の状況等に応じて, 柔軟に「学びの場」を変更できることについて, 関係者への周知を促す。
 - 障害のある児童生徒に対する合理的配慮については, 児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し, 提供されることが望ましいことを周知する。
 - 合理的配慮を含む必要な支援を受けながら, 同じ場で共に学ぶことを追求するとともに, 個別の教育的ニーズのある子どもに対して, 自立と社会参加を見据えて, その時点で教育的ニーズに最も確に応えた指導を提供できるよう, 小・中学校における通常の学級, 通級による指導, 特別支援学級, 特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る。
 - 医療, 保健, 福祉等との連携の下, 乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談の実施を推進する。
 - 可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう, 子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を, 情報の取扱いに留意しながら, 必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに, 保護者の参画を得つつ, 医療, 保健, 福祉, 労働等との連携の下, 個別の教育支援計画の策定・活用を促進する。
 - 障害のある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに, 関係者に対して情報提供を行う。
 - 障害のある児童生徒の後期中等教育への就学を促進するため, 個別のニーズに応じた入学試験における配慮の充実を図る。
 - 福祉, 労働等との連携の下, 障害のある児童生徒の就労について, 支援の充実を図る。
- #### (2) 教育環境の整備
- 障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供を推進するとともに, 情報通信技術(ICT)の発展等も踏まえつつ, 教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努める。
 - 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ, 学校施設のバリアフリー化を推進する。
 - 障害のある児童生徒に対する指導方法に関する調査・研究を推進するとともに, 研究成果の普及を図る。
 - 特別支援教育に関する教職員の専門性の確保, 指導力の向上を図るため, 特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに, 小・中学校等の教員への研修の充実を図る。

学校教育法施行令 第22条の3

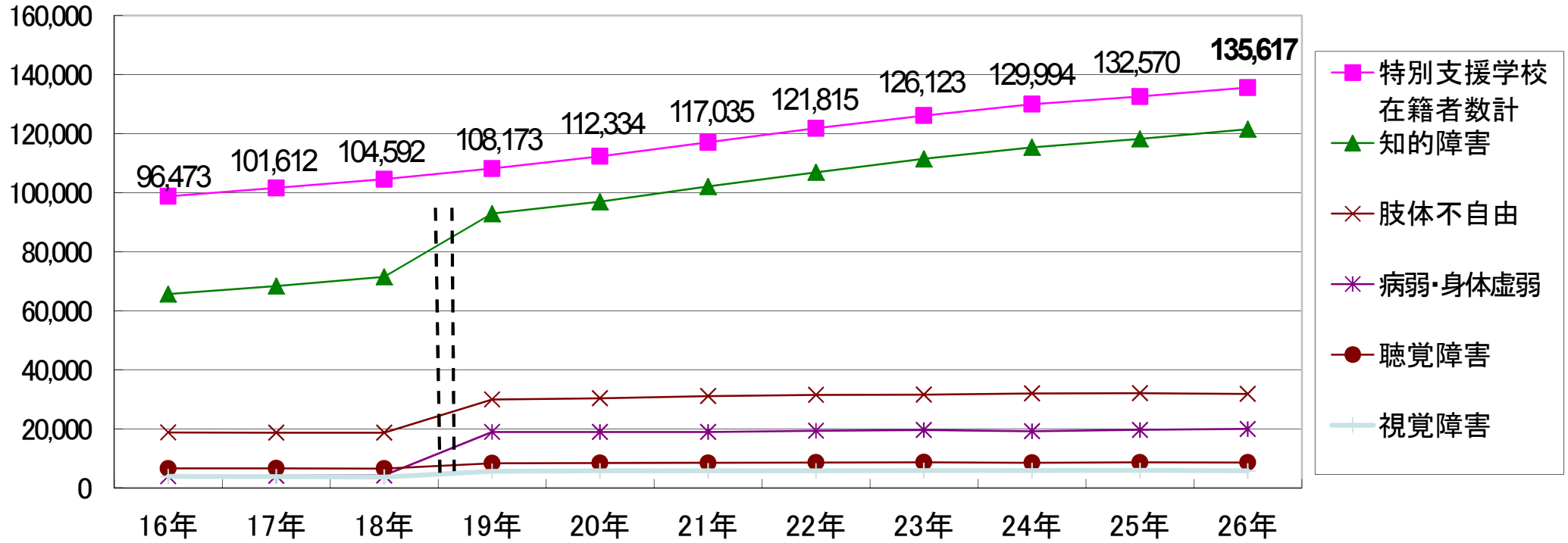
区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> 一 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもので 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもので 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもので
病弱者	<ul style="list-style-type: none"> 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもので 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので

4. データ等

特別支援学校の現状①(平成26年5月1日現在)

○特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を行う学校であり、公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の上限は6人(重複障害の場合は3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



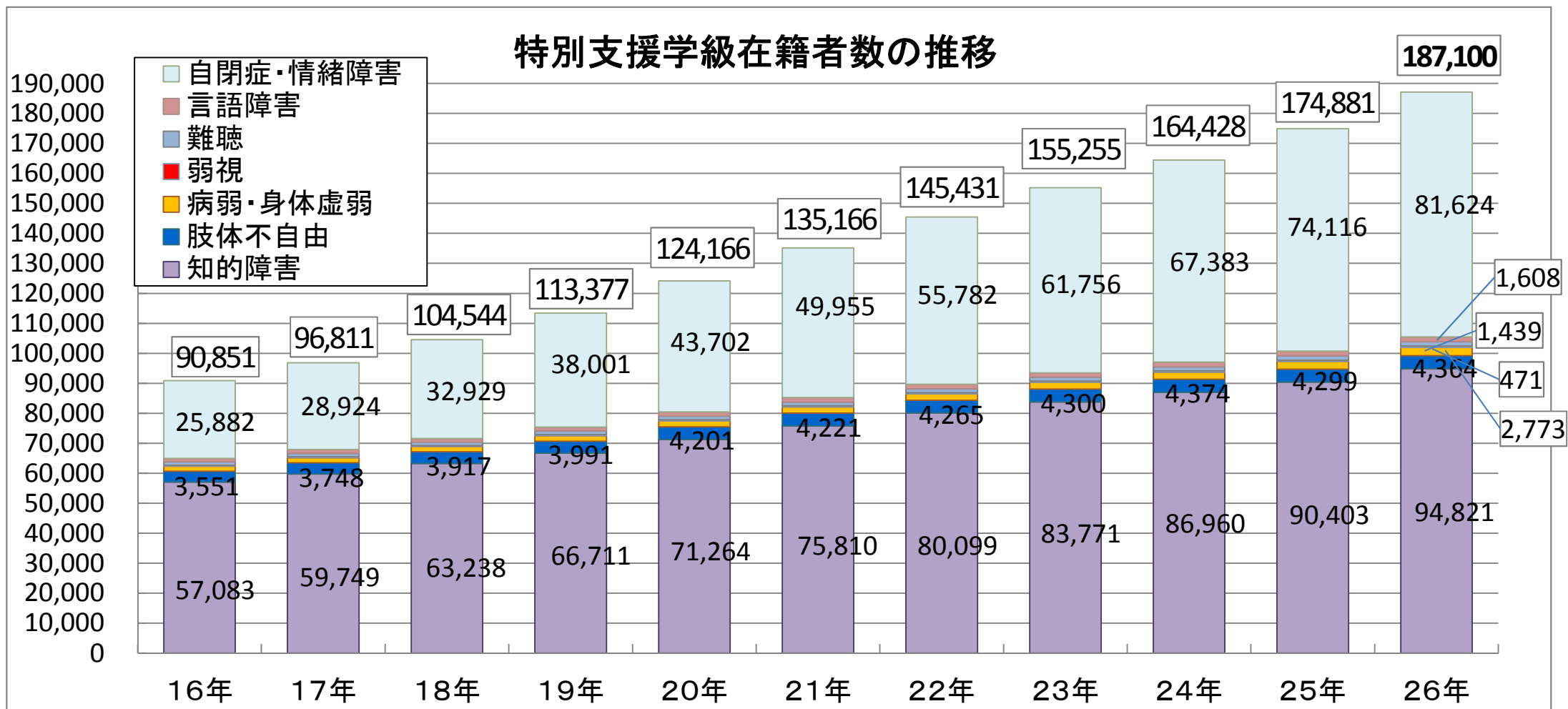
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	85	118	725	340	145	1,096
在籍者数	5,750	8,593	121,544	31,814	19,955	135,617

※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援学級の現状(平成26年5月1日現在)

○特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限(公立))であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

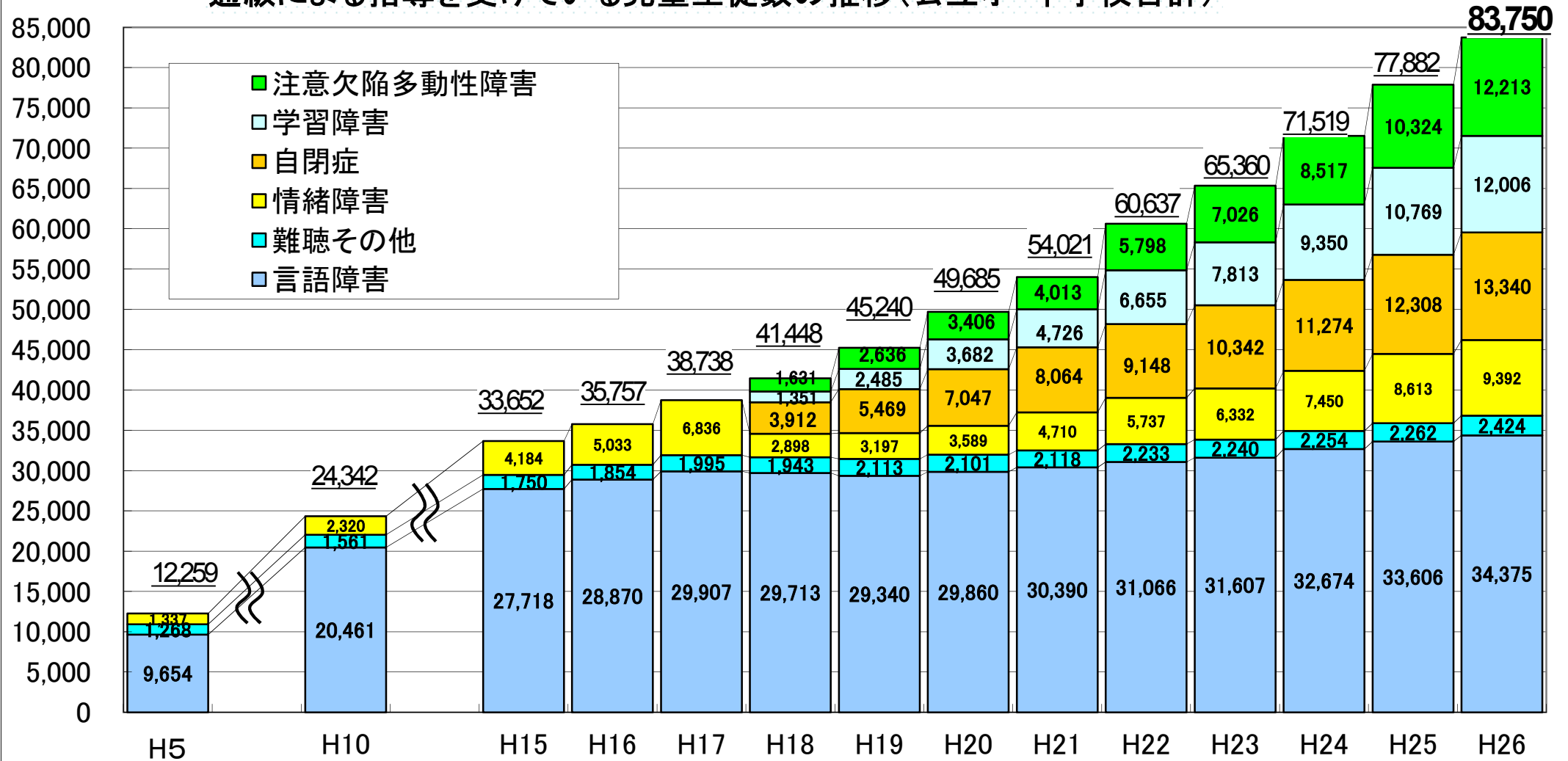


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	24,640	2,796	1,622	409	918	561	21,106	52,052
在籍者数	94,821	4,364	2,773	471	1,439	1,608	81,624	187,100

通級による指導の現状(平成26年5月1日現在)

○通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD、弱視、難聴、肢体不自由及び身体虚弱。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在。 ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定。

(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応。)

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする

児童生徒に関する調査結果（概要）

平成24年12月公表(文部科学省調査)

【調査内容】複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況、及び受けている支援の状況等。

○知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す A：学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%～3.9%）
B：「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%（2.9%～3.3%）
C：「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%（1.0%～1.3%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）
A かつ B	1.5%（1.3%～1.6%）
B かつ C	0.7%（0.6%～0.8%）
C かつ A	0.5%（0.5%～0.6%）
A かつ B かつ C	0.4%（0.3%～0.5%）

図1 学習面

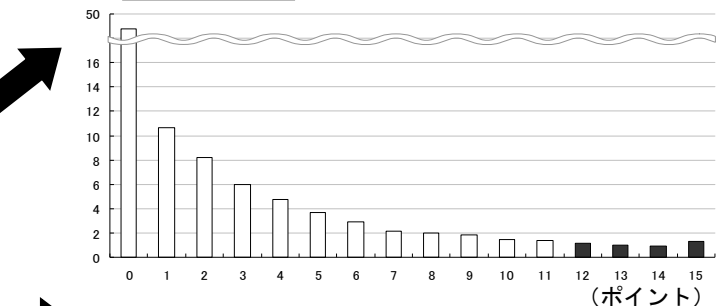


図2 行動面(不注意、多動性-衝動性)

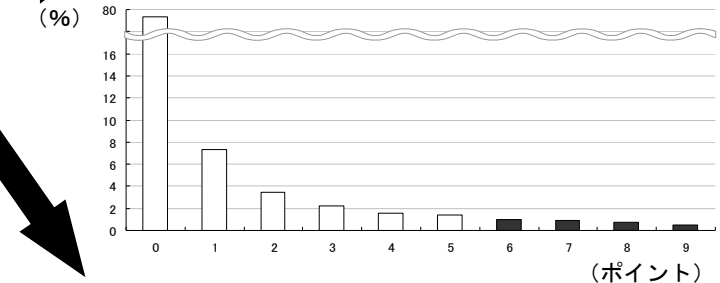
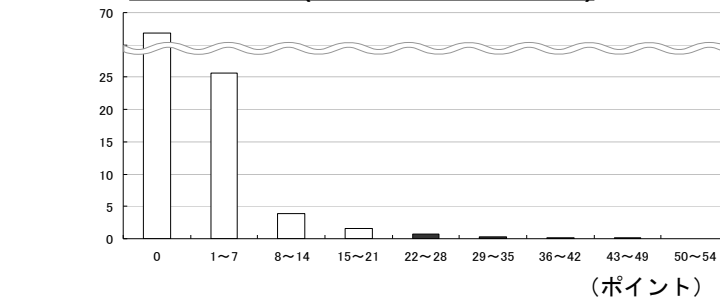


図3 行動面(対人関係やこだわり等)



※調査対象：全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査（標本児童生徒数：53,882人（小学校：35,892人、中学校：17,990人）、回収率は97%）

※留意事項：担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)の本格稼働(平成26年7月) (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(インクルDB)の内容(URL:<http://inclusive.nise.go.jp/>)

○インクルーシブ教育システム構築を理解するためのコンテンツ

インクルーシブ教育システムに関連する法令・施策や関係用語の解説などの基礎的情報やQ&Aの掲載などのコンテンツを整備することで、特別支援教育の関係者に向けた理解啓発や具体的な教育的支援に関する取組に資する情報を提供することを目的としています。

1. インクルーシブ教育システムについての基礎的情報

- (1) 障害者の権利に関する条約への対応(これまでの経緯)
- (2) 関連法令・施策
- (3) 関係用語の解説

2. インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A

- (1) 基本的な考え方
- (2) 学校・地方公共団体向け
- (3) 保護者向け

3. その他

- (1) 障害のある子供の就学に関する手続
- (2) 早期からの教育相談・支援体制構築事業 成果報告書(概要)
- (3) インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果
- (4) 障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報
- (5) 諸外国における障害のある子供の教育に関する情報
- (6) 文部科学省による実施事業の情報

4. 「合理的配慮」実践事例データベース

各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行うモデル事業(実施主体:文部科学省)等で得られた事例について、データベース化を行い、提供しています。

DBの活用場面

入学、進学、転学・
転籍、実際の学習
場面 など



○フリーワードによる全文検索から出力

例: 通常の学級 補聴器 騒音

○検索項目から出力

- I. 対象児童生徒等の障害種
- II. 対象児童生徒等の障害の程度
- III. 対象児童生徒等の在籍状況等
- IV. 対象児童生徒等の学年
- V. 基礎的環境整備の観点
- VI. 合理的配慮の観点
- VII. 検索キーワード(自由記述)

検索

実践事例
A

実践事例
B

実践事例
C



(1) 調査：諸外国における障害のある子どもの教育（毎年実施 平成24年度～）

○目的:オーストラリア, 中国, フィンランド, フランス, ドイツ, イタリア, 日本, ノルウェー, 韓国, スウェーデン, イギリス, アメリカを対象として, 各国の基本情報, 通常の学校教育に関する情報, 障害のある子どもの教育に関する情報を収集し, 国際比較できる形で整理する。

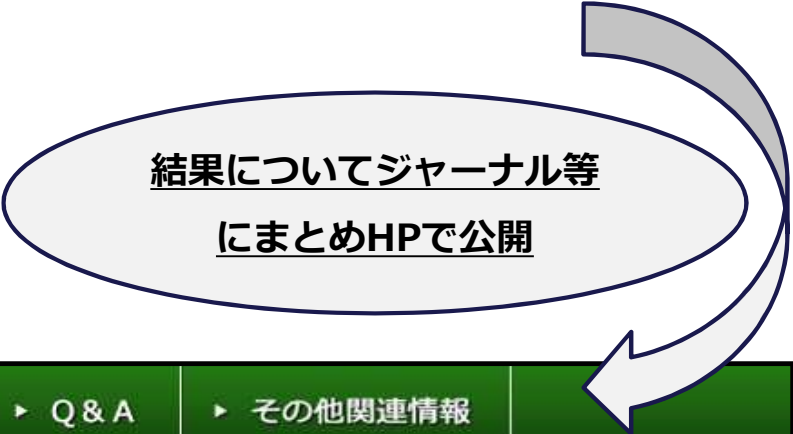
○方法:調査グループ(国別調査班)を構成し, 各国の政府が提供する統計データ, 法律, 制度に関する情報を収集する。さらに, 国連などが提供する人口, 就学者数, 経済指標などの共通の基礎情報を加えて国際間の比較がしやすいように整理した上で, それぞれの特徴を検討する。

調査項目

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 基本情報(面積, 人口, 国民一人当たりの国民総生産) 2) 通常の教育に関する基本情報 (1) 学校教育に関わる法令 (2) 近年の教育施策の動向 (3) 教育システム (4) 学校(児童数, 学校数, 学級サイズ, 教員数) | <ul style="list-style-type: none"> 3) 特別支援教育(障害のある子どもの教育)に関する基本情報 (1) 特別支援教育に関わる法令 (2) 近年の特別支援教育施策の動向 (3) 対象とする障害カテゴリー (4) 障害のある子どもの教育の場 (5) 就学手続き |
|--|--|

(2) 研究報告（主なもの抜粋）

- フランスにおける障害のある子どもの中等教育の現状と展望
- ニュージーランドの特別支援教育
- イタリアにおける視覚障害者のための「手でみる絵」の取組とその普及
- オランダの小学校におけるインクルーシブ教育の実際
- 台湾及びポルトガルにおける特別支援教育に関する動向



🏠 トップページ	▶ 実践事例データベース	▶ 基礎的情報	▶ Q & A	▶ その他関連情報
トップページ > その他関連情報 > 諸外国の情報 > 情報(2)				
諸外国における障害のある子供の教育に関する情報(2)				
<p>◆独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「国立特別支援教育総合研究所ジャーナル」に掲載されている諸外国の状況</p> <p>本研究所では、諸外国の特別支援教育に関する統計データなどの情報収集を実施しております。また、外国調査等の報告も行っております。</p>				

インクルーシブ教育システム構築事業 委託事業実施プロセス

文部科学省

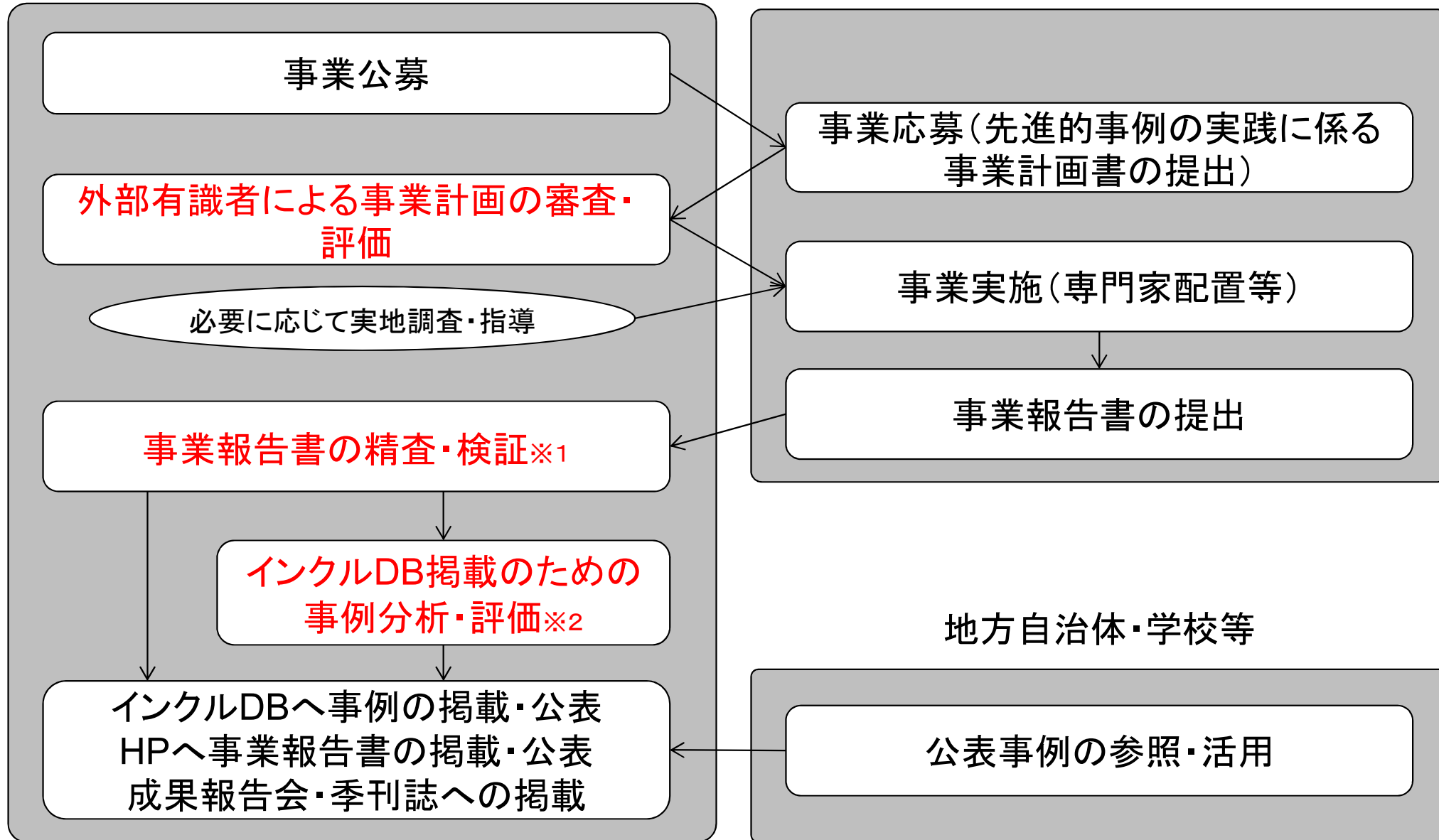
受託団体(地方自治体等)

実践事業実施

(事業実施年度)

事例公表・普及

(翌年度以降)



※1 事業報告書の精査・検証は専門的知見を有する特別支援教育調査官等が実施

※2 インクルDB掲載のための事例分析・評価は独立行政法人国立特別支援教育総合研究所とともに実施

インクルーシブ教育システム構築事業執行実績

単位:百万円

事業メニュー	平成25年度			平成26年度			計		
	件数	決算額	1件当たり 金額	件数	決算額	1件当たり 金額	件数	決算額	1件当たり 金額
新たな就学先決定 (早期からの教育相談・支援体制構築事業)	20	64.75	3.24	25	101.18	4.05	45	165.93	3.69
合理的配慮 (インクルーシブ教育システム構築モデル事業)	65	297.42	4.58	80	476.83	5.96	145	774.25	5.34
障害のある児童生徒への専門的支援 (特別支援学校機能強化モデル事業)	36	135.48	3.76	46	193.01	4.20	82	328.49	4.01
医療的ケア (医療的ケアのための看護師配置)	44	227.01	5.16	52	231.68	4.46	96	458.69	4.78
計	165	724.66	4.39	203	1002.7	4.94	368	1727.36	4.69